

申告書の記入方法

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成してください。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当する箇所の□(チェック欄)にレを記入してください。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」、「届出者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、□(チェック欄)にレを記入し、所有者欄のみを記入してください。
- 4 「所有形態」の欄については、該当する項目を○で囲んでください。また、「5.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入してください。
- 5 「主たる定置場」の欄については、
 - ① 所有者の住所又は所在地と同じときは、1を○で囲んでください。
 - ② 所有者の住所又は所在地と異なるときは、2を○で囲み、主たる定置場を記入してください。変更の申告の場合には、()内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入してください。
- 6 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入してください。
- 7 「販売・譲渡証明書」欄については、販売、譲渡いずれかを○で囲んでください。日付は、販売又は譲渡した年月日を記入してください。

備考 申告者・報告者にあっては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって
次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意してください。
・原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

(参考)

区分	説明
原動機付自転車 第1種(一般原付)	総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの
原動機付自転車 第1種(特定原付)	定格出力が0.6キロワット以下のもの(※外部電源により供給される電気を動力源とするもの) 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下、最高速度毎時20キロメートル以下
原動機付自転車 第2種乙	二輪のもので総排気量0.05リットルを超える、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの
原動機付自転車 第2種甲	二輪のもので総排気量0.09リットルを超える、0.125リットル以下のもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの
原動機付自転車 ミニカー	三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で総排気量0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 農耕作業用自動車については、最高速度毎時35キロメートル未満のもの
小型特殊自動車	その他の小型特殊自動車については、最高速度毎時15キロメートル以下のもの

※ 印鑑の取扱いや必要書類等は、市町村によって異なる場合がありますので、提出先の市町村の軽自動車税担当にお問い合わせください。